

## 控訴事件予納郵便料早見表(提出先:判決をした第一審裁判所)

## 電子納付(現金納付)の場合

令和6年8月6日～

6000円

- ※ 現金納付できるのは、広島家庭裁判所の本庁及び地方裁判所の控訴等事件に限ります。  
 ※ 当事者が1名増すごとに1000円加算する。

## 郵便切手の場合

当事者の数	2人		3人		4人		5人	
	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)
500	8	4000	10	5000	12	6000	14	7000
100	8	800	8	800	8	800	8	800
84	8	672	8	672	8	672	8	672
50	8	400	8	400	8	400	8	400
20	5	100	5	100	5	100	5	100
10	8	80	14	140	20	200	26	260
5	8	40	12	60	16	80	20	100
2	10	20	10	20	10	20	10	20
1	8	8	18	18	28	28	38	38
合計(円)		6120		7210		8300		9390

- ※ 代理人が受任する事件については、当事者の数が複数でも1人として数える。  
 当事者が1人増えるごとに1090円(500円2枚、10円6枚、5円4枚、1円10枚)を加算する。  
 ※ 再審の訴えについては、再審原告、再審被告が各1人の場合は2198円(500円2枚、100円10枚、20円4枚、10円8枚、5円6枚、1円8枚)とする。  
 当事者が1人増えるごとに1099円(500円1枚、100円5枚、20円2枚、10円4枚、5円3枚、1円4枚)を加算する。

## 抗告事件予納郵便料早見表(提出先:決定又は審判をした第一審裁判所)

## 電子納付(現金納付)の場合

令和6年8月6日～

4000円

- ※ 現金納付できるのは、広島家庭裁判所の本庁及び地方裁判所の抗告事件に限ります。  
 ※ 当事者が1名増すごとに1000円加算する。

## 郵便切手の場合

当事者の数	1人		2人		3人		4人	
	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)	枚数	小計(円)
500	4	2000	5	2500	6	3000	7	3500
100	4	400	7	700	10	1000	13	1300
84	10	840	10	840	10	840	10	840
50	10	500	10	500	10	500	10	500
20	10	200	20	400	30	600	40	800
10	12	120	18	180	24	240	30	300
5	8	40	12	60	16	80	20	100
1	10	10	20	20	30	30	40	40
合計(円)		4110		5200		6290		7380

- ※ 代理人が受任する事件については、当事者の数が複数でも1人として数える。  
 当事者が1人増えるごとに1090円(500円1枚、100円3枚、20円10枚、10円6枚、5円4枚、1円10枚)加算する。  
 ※ 準再審の申立てについては、当事者1人の場合は1420円(500円2枚、100円1枚、50円3枚、20円3枚、10円5枚、5円10枚、1円10枚)とし、当事者が1人増えるごとに1420円を加算する。